



ねん きん い りょう ほ けん 年金・医療保険

年金

国民年金

問 第1号被保険者……国保年金課 ☎923-1111
第2・3号被保険者…南福岡年金事務所 ☎552-6112

国民年金は、20歳以上60歳未満のすべての人が加入し、生涯にわたって基礎年金が支給される制度です。「老齢基礎年金」「障害基礎年金」「遺族基礎年金」の3つの基礎年金が一生あなたのご生活基盤を保障します。いずれも保険料を納めることが大切です。

加入者は保険料の負担の仕方の違いから次の種類にわけられます。退職、離婚などで国民年金の加入する種別が変わったときは手続きが必要です。

種類	対象者	手続き先
第1号被保険者	20歳以上60歳未満の自営業者、農林漁業、フリーター、無職、学生など	市国保年金課
第2号被保険者	会社員、公務員などの厚生年金および共済年金の加入者	勤務先事業所
第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている配偶者で20歳以上60歳未満の人	配偶者の勤務先事業所
任意加入被保険者	海外に住んでいる日本人や60歳以上70歳未満で老齢基礎年金を受けていない人は、本人の希望により国民年金に加入することができます。ただし、65歳以上の場合は老齢基礎年金の受給資格がない人に限られます。	市国保年金課 ※現在、海外に居住している人は日本国内最後の住所地の年金事務所

第1号被保険者の保険料の納め方

詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください

- ①納付書払い(金融機関・コンビニエンスストア)
- ②口座振替 ③クレジットカード納付
- ④電子納付

保険料を納めることが経済的に困難な場合

学生納付特例制度

学生は、本人の所得が一定以下であれば在学中の保険料納付が猶予されます。承認期間は4月から翌年3月までで、毎年申請が必要です。

納付猶予制度

学生でない20歳から50歳未満の人で、本人および配偶者の所得が一定以下であれば保険料納付が猶予されます。

申請免除

申請免除には「全額免除」「4分の3免除」「半額免除」「4分の1免除」の4種類があります。本人、配偶者、世帯主の前年所得により審査があり、それぞれの所得が基準以下の場合承認されます。承認期間は7月から翌年6月までです。失業を理由とする場合は雇用保険の離職票などが必要です。詳しくは問い合わせください。

国民年金の給付

問 南福岡年金事務所 ☎552-6112

老齢基礎年金	原則として10年以上の受給資格を満たした人に、65歳から生涯にわたって支給されます。
障害基礎年金※	病気やけががもとで障がいの状態になったとき、障がいの程度に応じて支給されます。
遺族基礎年金※	一家の生計の担い手が亡くなったとき、18歳に到達する年度末までの子(20歳未満の障がいをもつ子)をもつ妻や夫または子に支給されます。
寡婦年金	老齢基礎年金を受ける条件を満たした夫が年金を受けずに死亡したとき、婚姻期間が10年以上ある妻に60歳から65歳までの間支給されます。
死亡一時金	第1号被保険者として保険料を3年以上納めた人が、年金を受けないまま死亡し、その遺族が遺族基礎年金や寡婦年金を受けられない場合に支給されます。

※障害基礎年金および遺族基礎年金は保険料の納付状況も審査対象となります。保険料の未納が多い場合は受給できなくなる場合があります。



医療保険

国民健康保険

問 国保年金課 ☎923-1111

病気やけがをしたときの医療負担を軽くするためにお互いに助け合う制度が国民健康保険(国保)です。職場の健康保険に加入している人とその被扶養者、後期高齢者医療制度に加入している人、生活保護世帯の人を除いて、75歳未満の人は国保に加入しなければなりません。加入は世帯ごとに行い、世帯主がその代表となります。保険証は1人に1枚交付されます。

国民健康保険税(国保税)

国保税は、国保事業の大切な財源であり、国保に加入したその月分から国保税を納めることになります。収入に応じてかかる所得割と被保険者ごとにかかる均等割、世帯にかかる平等割を合計したものが保険税です。

給付

(令和5年1月現在)

	このようなとき 受けられます	受けられる 給付の額	手続きに 必要なもの
療養の 給付	病気やけがなどで 診療を受けたとき	かかった医 療費の7割 (※1)	国保を取り扱う病院・ 医療機関へ保険証を 提示
療養費	旅行中の病気など やむを得ず保険証 を提出できずに診 療を受けたとき	医療費など を先に支払 い、後で市に 請求してく ださい。審査 の上、給付割 合に応じて 払い戻しを します。	保険証、領収書、診療 明細書、世帯主義の 振込口座情報、マイナ ンバーがわかるもの
	マッサージ、はり・ きゅうなどの施術 を受けたとき(医 師の同意が必要)		保険証、保険医の同意 書、領収書、世帯主義 の振込口座情報、マイ ナンバーがわかるもの
	コルセットなどの 補装具をつくった とき		保険証、保険医の同意 書、請求書、見積書、領 収書、世帯主義の振 込口座情報、マイナ ンバーがわかるもの
療養費 高額	同じ月に一定の額 以上の医療費を支 払ったとき	詳しくは問 い合わせく ださい。	保険証、領収書(※2)、 世帯主義の振込口座 座情報、マイナンバー がわかるもの
一時金 出産育児	加入している人が 出産したとき	408,000円 (※3)(※4)	保険証、世帯主義の 振込口座情報、領収・明 細書、合意文書(直接払 制度を利用する場合)
葬 祭費	加入している人が 死亡したとき	30,000円	保険証、喪主の振込口 座情報、喪主であるこ とを証明する書類

(※1)義務教育就学前は8割、70歳以上の人は給付割合が異なります。(7~8割)

(※2)世帯の状況によっては不要な場合があります。

(※3)令和5年4月から488,000円になります。(予定)

(※4)産科医療補償制度に加入している医療機関で出産(死産を含む)をした場合は、12,000円を加算します。

このようなときは国保は使えません

- 健康診断・予防接種 ●差額ベッド料金
- 美容のための整形手術 ●労災の適用を受けたとき
- 正常な妊娠、出産 ●犯罪や故意によるけがや病気
- 経済的理由による妊娠中絶 ●特殊な歯科の診療
- 人間ドック

交通事故などの届け出

交通事故・他人の飼い犬にかまれた・けんかなど第三者によって負傷し、治療を受ける場合、原則として医療費は相手方が負担すべきものですが、国民健康保険を使って治療を受けられます。ただし、必ず市へ届ける必要があります(届け出の義務)。

なお、勤務中の負傷や通勤の際の事故などは労災保険の適用になるため、国民健康保険を使っての治療は受けられません。

このようなときは国保年金課へ

※下記以外に届出人の本人確認書類とマイナンバーがわかるものが必要です。

	届け出の必要な場合	手続きに必要なもの
入 る 場 合	職場の健康保険に加入していない人が市内に転入してきたとき	他市町村の転出証明書 ※ただし、転入届がお済みの場合は不要です。
	職場の健康保険をやめたときや扶養家族から外れたとき	職場の健康保険の資格喪失証明書
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書
	子どもが生まれたとき	※市外に出生届を出した場合は、手続きが遅くなる場合があります。
や め る 場 合	市外へ転出するとき	国保の保険証
	職場の健康保険に加入したときおよび扶養家族となったとき	国保の保険証、職場の健康保険の保険証または資格証明書
	生活保護を受けることになったとき	国保の保険証、保護開始決定通知書
	死亡したとき	国保の保険証、喪主の振込口座情報、喪主であることを証明する書類
そ の 他	住所、世帯主、氏名などが変わったとき	国保の保険証
	就学のため、学生が親元を離れ市外に転出するとき	在学証明書または学生証、国保の保険証



年金・医療保険



後期高齢者医療制度

問 国保年金課 ☎923-1111
福岡県後期高齢者医療広域連合 ☎651-3111

75歳以上の人(後期高齢者)が、病気・けがをしたときに必要な給付を受ける医療制度です。この制度は県内の市町村が参加する福岡県後期高齢者医療広域連合が運営し、市は保険料の徴収や窓口の事務を行っています。

対象者

- 75歳以上の人
 - 65歳以上75歳未満で一定の障がいがあり、広域連合の認定を受けた人
- ※生活保護を受けている人などは対象になりません。

後期高齢者医療保険料

後期高齢者医療保険料は、後期高齢者医療制度の大切な財源であり、被保険者全員が納めることとなります。収入に応じてかかる「所得割」と被保険者ごとにかかる「均等割」を合計したものが保険料です。

給付

	このようなとき受けられます	手続きに必要なもの
療養の給付	病気やけがなどで診療を受けた場合、費用の一部が給付されます	病院などへ保険証を提示
療養費	やむをえない理由で保険証を提示しないで診療を受けた場合	レセプト、領収書、保険証、預金通帳、マイナンバーがわかるもの
	医師が必要と認めた治療用装具を購入した場合	医師の証明書など、見積書、請求書、領収書、保険証、預金通帳、マイナンバーがわかるもの
	医師の同意を受けてあんま・マッサージ、はり・きゅうの施術を受けた場合	医師の同意書、明細が分かる領収書、保険証、預金通帳、マイナンバーがわかるもの
療養費高額	同月内に支払った自己負担額が一定金額を超えた場合	保険証、預金通帳、マイナンバーがわかるもの
葬祭費	被保険者が死亡したとき(喪主に3万円)	喪主がわかる書類(葬祭礼状など)、保険証、喪主の預金通帳

限度額適用・標準負担額減額認定申請

同一世帯の全員が住民税非課税である人、または所得区分が現役並みⅠ、Ⅱの人は、療養を受ける際の自己負担限度額や入院の際の食費・生活費の一部負担金が減額される場合があります。(事前に市に申請が必要です)

はり・きゅう助成

市が指定する施術所で「はり」および「きゅう」の施術を受けるときに、基準の範囲内で施術料を助成します。事前に市に申請が必要です。

このようなときは国保年金課へ

このようなとき	届け出に必要なもの
県外に転出するとき	保険証、預金通帳
県外から転入してきたとき	負担区分証明書など、マイナンバーがわかるもの
県内で住所が変わったとき	保険証、マイナンバーがわかるもの
保険証を紛失(破損など)したとき	本人確認できるもの、使えなくなった保険証、マイナンバーがわかるもの
生活保護を受けるとき	必要書類や相談は窓口へ

